

田辺市地域防災計画（資料編）平成22年度修正 新旧対照表

修正前		修正後	
頁	本文	頁	本文
98	出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成20年度修正）	98	出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成21年度修正）

田辺市地域防災計画（資料編）平成 22 年度修正 新旧対照表

頁	修正前 本文	頁	修正後 本文																																				
111-1	震災対策編 予防 2 - 3 - 2 津波一時避難場所（市整備分） <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>指定避難場所名</th> <th>町丁目名・番(番地)・号</th> <th>面積</th> <th>収容人員</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>文里地区津波避難タワー</td> <td>田辺市文里一丁目 736-251</td> <td>45 m²</td> <td>約 100 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>橋谷避難広場</td> <td>田辺市新庄町 411-1</td> <td>約 2,500 m²</td> <td>約 1,000 人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 資料：田辺市総務課防災対策室（平成 20 年 10 月調べ）	No.	指定避難場所名	町丁目名・番(番地)・号	面積	収容人員	備考	1	文里地区津波避難タワー	田辺市文里一丁目 736-251	45 m ²	約 100 人		2	橋谷避難広場	田辺市新庄町 411-1	約 2,500 m ²	約 1,000 人		111-1	震災対策編 予防 2 - 3 - 2 津波一時避難場所（市整備分） <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>指定避難場所名</th> <th>町丁目名・番(番地)・号</th> <th>面積</th> <th>収容人員</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>文里地区津波避難タワー</td> <td>田辺市文里一丁目 736-251</td> <td>45 m²</td> <td>約 100 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>橋谷避難広場</td> <td>田辺市新庄町 411-1</td> <td>約 2,500 m²</td> <td>約 1,000 人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 資料：田辺市総務課防災対策室（平成 20 年 10 月調べ） <p style="color: red; margin-top: 20px;">一般対策編・震災対策編 予防 2 - 6 - 1 緊急輸送道路及び緊急輸送道路を活用するための道路図</p> <div style="text-align: center;"> <p style="color: red; font-weight: bold; margin-top: 10px;">田辺地域</p> </div>	No.	指定避難場所名	町丁目名・番(番地)・号	面積	収容人員	備考	1	文里地区津波避難タワー	田辺市文里一丁目 736-251	45 m ²	約 100 人		2	橋谷避難広場	田辺市新庄町 411-1	約 2,500 m ²	約 1,000 人	
No.	指定避難場所名	町丁目名・番(番地)・号	面積	収容人員	備考																																		
1	文里地区津波避難タワー	田辺市文里一丁目 736-251	45 m ²	約 100 人																																			
2	橋谷避難広場	田辺市新庄町 411-1	約 2,500 m ²	約 1,000 人																																			
No.	指定避難場所名	町丁目名・番(番地)・号	面積	収容人員	備考																																		
1	文里地区津波避難タワー	田辺市文里一丁目 736-251	45 m ²	約 100 人																																			
2	橋谷避難広場	田辺市新庄町 411-1	約 2,500 m ²	約 1,000 人																																			

田辺市地域防災計画（資料編）平成22年度修正 新旧対照表

頁	修正前 本文	頁	修正後 本文
			<div data-bbox="1614 352 2199 926"> </div> <p data-bbox="1863 961 1994 1003">龍神地域</p> <div data-bbox="2237 363 2822 926"> </div> <p data-bbox="2457 961 2617 1003">中辺路地域</p> <div data-bbox="1626 1066 2199 1640"> </div> <p data-bbox="1863 1675 1994 1717">大塔地域</p> <div data-bbox="2237 1077 2822 1640"> </div> <p data-bbox="2457 1675 2588 1717">本宮地域</p>

田辺市地域防災計画（資料編）平成 22 年度修正 新旧対照表

修正前		修正後																																																																																																																																																																																																																								
頁	本文	頁	本文																																																																																																																																																																																																																							
245 ~ 247	平成18年度災害救助基準	245 ~ 247	平成22年度災害救助基準																																																																																																																																																																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>対象</th> <th>費用の限度額</th> <th>期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center" colspan="5">~ (略) ~</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>~ (略) ~</td> <td>2 限度額 1戸当たり 2,342,000 円以内</td> <td>~ (略) ~</td> <td>1 平均1戸当たり 29.7 m²、 2,342,000 円以内であればよい。</td> </tr> <tr> <td align="center" colspan="5">~ (略) ~</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td> <td rowspan="6">~ (略) ~</td> <td align="center" colspan="4">~ (略) ~</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>1人世帯</td> <td>2人世帯</td> <td>3人世帯</td> <td>4人世帯</td> <td>5人世帯</td> <td>6人以上1人増すごとに加算</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">全全流 壊焼失</td> <td>夏</td> <td>17,200</td> <td>22,100</td> <td>32,600</td> <td>39,000</td> <td>49,500</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>28,400</td> <td>36,700</td> <td>51,200</td> <td>60,100</td> <td>75,400</td> <td>10,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半半流 壊焼失 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>5,600</td> <td>7,500</td> <td>11,300</td> <td>13,700</td> <td>17,400</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,000</td> <td>11,900</td> <td>16,800</td> <td>19,900</td> <td>25,200</td> <td>3,300</td> </tr> <tr> <td align="center" colspan="5">~ (略) ~</td> </tr> <tr> <td>災害にかかった住宅の応急修理</td> <td>~ (略) ~</td> <td>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 500,000 円以内</td> <td>~ (略) ~</td> <td>~ (略) ~</td> </tr> <tr> <td align="center" colspan="5">~ (略) ~</td> </tr> <tr> <td>埋 葬</td> <td>~ (略) ~</td> <td>1体当たり 大人(12歳以上) 199,000 円以内 小人(12歳未満) 159,200 円以内</td> <td>~ (略) ~</td> <td>~ (略) ~</td> </tr> <tr> <td align="center" colspan="5">~ (略) ~</td> </tr> <tr> <td>障害物の除去</td> <td>~ (略) ~</td> <td>1世帯あたり 137,000 円以内</td> <td>~ (略) ~</td> <td>~ (略) ~</td> </tr> <tr> <td align="center" colspan="5">~ (略) ~</td> </tr> <tr> <td></td> <td>範 囲</td> <td>費用の限度額</td> <td>期 間</td> <td>備 考</td> </tr> <tr> <td>実費弁償</td> <td>~ (略) ~</td> <td>1人1日当たり 医師、歯科医師 17,400 円以内 薬剤師 11,900 円以内 保健師、助産師、看護師 11,400 円以内 土木技術、建築技術者 17,200 円以内 大工、左官、とび職 20,700 円以内</td> <td>~ (略) ~</td> <td>~ (略) ~</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考	~ (略) ~					応急仮設住宅の供与	~ (略) ~	2 限度額 1戸当たり 2,342,000 円以内	~ (略) ~	1 平均1戸当たり 29.7 m ² 、 2,342,000 円以内であればよい。	~ (略) ~					被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	~ (略) ~	~ (略) ~				区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全全流 壊焼失	夏	17,200	22,100	32,600	39,000	49,500	7,200	冬	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300	半半流 壊焼失 床上浸水	夏	5,600	7,500	11,300	13,700	17,400	2,400	冬	9,000	11,900	16,800	19,900	25,200	3,300	~ (略) ~					災害にかかった住宅の応急修理	~ (略) ~	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 500,000 円以内	~ (略) ~	~ (略) ~	~ (略) ~					埋 葬	~ (略) ~	1体当たり 大人(12歳以上) 199,000 円以内 小人(12歳未満) 159,200 円以内	~ (略) ~	~ (略) ~	~ (略) ~					障害物の除去	~ (略) ~	1世帯あたり 137,000 円以内	~ (略) ~	~ (略) ~	~ (略) ~						範 囲	費用の限度額	期 間	備 考	実費弁償	~ (略) ~	1人1日当たり 医師、歯科医師 17,400 円以内 薬剤師 11,900 円以内 保健師、助産師、看護師 11,400 円以内 土木技術、建築技術者 17,200 円以内 大工、左官、とび職 20,700 円以内	~ (略) ~	~ (略) ~	<table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>対象</th> <th>費用の限度額</th> <th>期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center" colspan="5">~ (略) ~</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>~ (略) ~</td> <td>2 限度額 1戸当たり 2,387,000 円以内</td> <td>~ (略) ~</td> <td>1 平均1戸当たり 29.7 m²、 2,387,000 円以内であればよい。</td> </tr> <tr> <td align="center" colspan="5">~ (略) ~</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td> <td rowspan="6">~ (略) ~</td> <td align="center" colspan="4">~ (略) ~</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>1人世帯</td> <td>2人世帯</td> <td>3人世帯</td> <td>4人世帯</td> <td>5人世帯</td> <td>6人以上1人増すごとに加算</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">全全流 壊焼失</td> <td>夏</td> <td>17,300</td> <td>22,300</td> <td>32,800</td> <td>39,300</td> <td>49,800</td> <td>7,300</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>28,600</td> <td>37,000</td> <td>51,600</td> <td>60,400</td> <td>75,900</td> <td>10,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半半流 壊焼失 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>5,600</td> <td>7,600</td> <td>11,400</td> <td>13,800</td> <td>17,500</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,100</td> <td>12,000</td> <td>16,900</td> <td>20,000</td> <td>25,400</td> <td>3,300</td> </tr> <tr> <td align="center" colspan="5">~ (略) ~</td> </tr> <tr> <td>災害にかかった住宅の応急修理</td> <td>~ (略) ~</td> <td>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 520,000 円以内</td> <td>~ (略) ~</td> <td>~ (略) ~</td> </tr> <tr> <td align="center" colspan="5">~ (略) ~</td> </tr> <tr> <td>埋 葬</td> <td>~ (略) ~</td> <td>1体当たり 大人(12歳以上) 201,000 円以内 小人(12歳未満) 160,800 円以内</td> <td>~ (略) ~</td> <td>~ (略) ~</td> </tr> <tr> <td align="center" colspan="5">~ (略) ~</td> </tr> <tr> <td>障害物の除去</td> <td>~ (略) ~</td> <td>1世帯あたり 134,200 円以内</td> <td>~ (略) ~</td> <td>~ (略) ~</td> </tr> <tr> <td align="center" colspan="5">~ (略) ~</td> </tr> <tr> <td></td> <td>範 囲</td> <td>費用の限度額</td> <td>期 間</td> <td>備 考</td> </tr> <tr> <td>実費弁償</td> <td>~ (略) ~</td> <td>災害救助法第 24 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める</td> <td>~ (略) ~</td> <td>~ (略) ~</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考	~ (略) ~					応急仮設住宅の供与	~ (略) ~	2 限度額 1戸当たり 2,387,000 円以内	~ (略) ~	1 平均1戸当たり 29.7 m ² 、 2,387,000 円以内であればよい。	~ (略) ~					被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	~ (略) ~	~ (略) ~				区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全全流 壊焼失	夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300	冬	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400	半半流 壊焼失 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400	冬	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300	~ (略) ~					災害にかかった住宅の応急修理	~ (略) ~	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 520,000 円以内	~ (略) ~	~ (略) ~	~ (略) ~					埋 葬	~ (略) ~	1体当たり 大人(12歳以上) 201,000 円以内 小人(12歳未満) 160,800 円以内	~ (略) ~	~ (略) ~	~ (略) ~					障害物の除去	~ (略) ~	1世帯あたり 134,200 円以内	~ (略) ~	~ (略) ~	~ (略) ~						範 囲	費用の限度額	期 間	備 考	実費弁償	~ (略) ~	災害救助法第 24 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	~ (略) ~	~ (略) ~
救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																																																																																																																																																																																																						
~ (略) ~																																																																																																																																																																																																																										
応急仮設住宅の供与	~ (略) ~	2 限度額 1戸当たり 2,342,000 円以内	~ (略) ~	1 平均1戸当たり 29.7 m ² 、 2,342,000 円以内であればよい。																																																																																																																																																																																																																						
~ (略) ~																																																																																																																																																																																																																										
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	~ (略) ~	~ (略) ~																																																																																																																																																																																																																								
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																																																																																																																																																																																																		
		全全流 壊焼失	夏	17,200	22,100	32,600	39,000	49,500	7,200																																																																																																																																																																																																																	
			冬	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300																																																																																																																																																																																																																	
		半半流 壊焼失 床上浸水	夏	5,600	7,500	11,300	13,700	17,400	2,400																																																																																																																																																																																																																	
			冬	9,000	11,900	16,800	19,900	25,200	3,300																																																																																																																																																																																																																	
~ (略) ~																																																																																																																																																																																																																										
災害にかかった住宅の応急修理	~ (略) ~	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 500,000 円以内	~ (略) ~	~ (略) ~																																																																																																																																																																																																																						
~ (略) ~																																																																																																																																																																																																																										
埋 葬	~ (略) ~	1体当たり 大人(12歳以上) 199,000 円以内 小人(12歳未満) 159,200 円以内	~ (略) ~	~ (略) ~																																																																																																																																																																																																																						
~ (略) ~																																																																																																																																																																																																																										
障害物の除去	~ (略) ~	1世帯あたり 137,000 円以内	~ (略) ~	~ (略) ~																																																																																																																																																																																																																						
~ (略) ~																																																																																																																																																																																																																										
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考																																																																																																																																																																																																																						
実費弁償	~ (略) ~	1人1日当たり 医師、歯科医師 17,400 円以内 薬剤師 11,900 円以内 保健師、助産師、看護師 11,400 円以内 土木技術、建築技術者 17,200 円以内 大工、左官、とび職 20,700 円以内	~ (略) ~	~ (略) ~																																																																																																																																																																																																																						
救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																																																																																																																																																																																																						
~ (略) ~																																																																																																																																																																																																																										
応急仮設住宅の供与	~ (略) ~	2 限度額 1戸当たり 2,387,000 円以内	~ (略) ~	1 平均1戸当たり 29.7 m ² 、 2,387,000 円以内であればよい。																																																																																																																																																																																																																						
~ (略) ~																																																																																																																																																																																																																										
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	~ (略) ~	~ (略) ~																																																																																																																																																																																																																								
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																																																																																																																																																																																																		
		全全流 壊焼失	夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300																																																																																																																																																																																																																	
			冬	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400																																																																																																																																																																																																																	
		半半流 壊焼失 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400																																																																																																																																																																																																																	
			冬	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300																																																																																																																																																																																																																	
~ (略) ~																																																																																																																																																																																																																										
災害にかかった住宅の応急修理	~ (略) ~	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 520,000 円以内	~ (略) ~	~ (略) ~																																																																																																																																																																																																																						
~ (略) ~																																																																																																																																																																																																																										
埋 葬	~ (略) ~	1体当たり 大人(12歳以上) 201,000 円以内 小人(12歳未満) 160,800 円以内	~ (略) ~	~ (略) ~																																																																																																																																																																																																																						
~ (略) ~																																																																																																																																																																																																																										
障害物の除去	~ (略) ~	1世帯あたり 134,200 円以内	~ (略) ~	~ (略) ~																																																																																																																																																																																																																						
~ (略) ~																																																																																																																																																																																																																										
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考																																																																																																																																																																																																																						
実費弁償	~ (略) ~	災害救助法第 24 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	~ (略) ~	~ (略) ~																																																																																																																																																																																																																						